



JWWA-GLP141
水道 GLP 認定

令和7年度 水道水質検査計画



豊橋市上下水道局

目 次

1	基本方針	1
2	水道水源と施設の概要	1
3	水源の状況	3
4	水質検査地点	3
5	水質検査項目と検査頻度	4
	表1 水質検査地点(浄水)	6
	図1 水質検査地点図(浄水)	7
	表2 水質検査地点(原水)	8
	図2 水質検査地点図(原水)	9
	表3 水質検査計画	
	(1) 毎日検査項目	10
	(2) 水質基準項目	10
	(3) 水質管理目標設定項目	11
	(4) 市が独自に行う水質検査項目	11
	(5) 農薬類	12
6	水質検査方法	13
7	臨時の水質検査	13
8	水質検査計画及び検査結果の公表	13
9	水質検査の精度と信頼性保証	13
10	水質検査結果の評価	14
11	関係者との連携	14

水質検査計画とは

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給する上で、必要不可欠なものです。

この水質検査計画は、水質検査を適正に執行するため、水質検査地点や水質検査項目及び検査頻度などについて定めたものです。

1 基本方針

(1) 水質検査地点

ア 浄水について

水質基準が適用される水道の給水栓（水道の蛇口）のほか、浄水場の出口、給水所の出口及び配水場の出口など、適切に水質管理できる地点とします。

イ 原水について

豊川伏流水、高山表流水及び地下水について、水源ごとに適切に水質管理できる地点とします。

(2) 水質検査項目

ア 浄水について

水道法で義務付けている1日1回以上行う色・濁り・消毒の残留効果（以下「毎日検査項目」という。）、水質基準項目の定期検査、水質検査計画に位置付けることが望ましいとして設けられている水質管理目標設定項目及び豊橋市が水質管理上必要と認め独自に行う項目について検査します。

イ 原水について

浄水と同じ水質基準項目、水質管理目標設定項目及び豊橋市が水質管理上必要と認め独自に行う項目について検査します。

(3) 検査頻度

ア 浄水について

① 毎日検査項目及び水質基準項目は、法令の定めに従って検査を行います。

水質基準項目のうち、過去の検査結果が水質基準を十分満足していて、水道法により省略が認められている項目については、安全確認のため年2回から年12回の検査を実施します。

② 水質管理目標設定項目は、原則として水質基準項目に準じて行います。

イ 原水について

水源などは1年に2回行うことを原則とします。

2 水道水源と施設の概要

(1) 水源の種別と概要

ア 豊川伏流水系

豊川の伏流水を下条取水場で1日21,000m³取水して小鷹野浄水場に導水します。小鷹野浄水場で緩速ろ過処理・消毒した後、高山配水場から各家庭へ配られます。

イ 高山表流水系

弓張山脈の一部である高山浄水場東側の山の表流水を水源としています。山の沢水や湧水が35,000m³の貯水池へ流入し、高山浄水場で緩速ろ過処理・消毒した後、高山配水場から各家庭へ配られます。

ウ 地下水系

地下水を水源とする給水所は、下条給水所、南栄給水所など市内に9か所あります。井戸から汲み上げた地下水を浄水処理・消毒した後、あるいは消毒だけを行った後、各給水所から各家庭へ配られます。

エ 愛知県企業庁からの受水系

① 豊橋浄水場系

牟呂用水森岡取水場から取水して愛知県豊橋浄水場に導水します。豊橋浄水場で凝集沈殿処理・急速ろ過処理・消毒をした後、豊橋市の多米配水場、北部配水場から各家庭へ配られます。

③ 豊橋南部浄水場系

豊川用水（万場調整池）から取水して愛知県豊橋南部浄水場に導水します。豊橋南部浄水場で凝集沈殿処理・急速ろ過処理・消毒をした後、豊橋市の南部配水場及び東部配水場から各家庭へ配られます。

(2) 水道施設の概要

豊橋市上下水道局の主な水道施設は、次のとおりです。

(令和7年度計画)

施設の名称	原水の種類	浄水方法	施設能力 (m ³ /日)
小鷹野浄水場	豊川伏流水 地下水	脱炭酸処理、緩速ろ過、消毒	26,290
高山浄水場	高山表流水	緩速ろ過、消毒	1,000
下条給水所	地下水	消毒	9,900
南栄給水所		除鉄・除マンガン処理、脱炭酸処理、消毒	5,940
下地給水所		消毒	1,800
池上給水所		除鉄・除マンガン処理、消毒	1,200
老津給水所		消毒	1,200
細谷給水所		除鉄・除マンガン処理、消毒	880
大岩給水所		脱炭酸処理、消毒	600
豊清給水所		除鉄・除マンガン処理、消毒	600
伊古部給水所		除鉄・除マンガン処理、消毒	490
高山配水場		——	小鷹野浄水場より送水 高山浄水場より送水
多米配水場	表流水 (豊川用水)	県豊橋広域調整池より受水	52,800
北部配水場		県権現調整池より受水	2,600
南部配水場		県豊橋南部浄水場より送水	30,000
東部配水場		県城下広域調整池より受水	3,000

3 水源の状況

水道水の水質管理をするうえで、原水について常に注意している事項を示しました。

施設の名称	原水の種類	注意する事項	水質管理上必要とする項目
小鷹野浄水場	豊川伏流水 地下水	・ 渇水時期の塩化物イオン等	・ 塩化物イオン ・ カルシウム、マグネシウム等(硬度) ・ 蒸発残留物
高山浄水場	高山表流水	・ 藻類発生時期の臭気物質	・ 臭気物質
下条給水所 下地給水所	地下水	・ 塩水化	・ 塩化物イオン ・ カルシウム、マグネシウム等(硬度) ・ 蒸発残留物
南栄給水所 豊清給水所		・ 地質による鉄及びマンガン ・ 水源状況の変化による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・ 鉄、マンガン ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
池上給水所 細谷給水所 伊古部給水所		・ 地質による鉄及びマンガン	・ 鉄、マンガン
老津給水所		・ 塩水化 ・ 地質による鉄及びマンガン ・ 水源状況の変化による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・ 塩化物イオン ・ カルシウム、マグネシウム等(硬度) ・ 蒸発残留物 ・ 鉄、マンガン ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
大岩給水所		・ 地質による遊離炭酸 ・ 水源状況の変化による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・ pH ・ 遊離炭酸 ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

4 水質検査地点

(1) 浄水について

(P6 表1水質検査地点 P7 図1水質検査地点図 参照)

ア 給水栓

浄水場、給水所及び配水場の系統ごとに1か所以上の検査地点を確保するように21か所の給水栓を設定しました。

なお、毎日検査項目については、別途17か所を設定しました。

イ 浄水池及び配水池

浄水処理が適正に行われていることを確認するため、浄水場浄水池出口、給水所浄水池出口及び配水池出口の系統ごとに16か所を設定しました。

(2) 原水について

(P8 表2水質検査地点 P9 図2水質検査地点図 参照)

ア 小鷹野浄水場

豊川伏流水は下条取水場内にある豊川伏流水着水井の1か所、地下水は水源ごとに全部で5か所、伏流水と地下水の混合原水は小鷹野浄水場着水井の1か所で検査します。また、伏流水の安全確認のため、豊川表流水を1か所設定しました。

イ 高山浄水場

高山貯水池の1か所を設定しました。

ウ 各給水所

地下水を水源とする給水所は水源ごとに全部で23か所を設定しました。また、着水井がある給水所（下条、南栄）で着水井2か所を設定しました。

エ 監視調査

監視地点として2か所を設定しました。

5 水質検査項目と検査頻度

(1) 毎日検査項目について

(P10 表3水質検査計画の(1)毎日検査項目 参照)

① 検査項目

市内の給水栓17か所で、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。

② 検査頻度

1日1回行います。

③ その他

- ・ 小鷹野浄水場の着水井と浄水池で、色度、濁度、残留塩素、pHを検査します。
- ・ 浄水場、配水場、給水所等の出口及び水質計測所など37か所で必要に応じて、残留塩素、濁度、pH、電気伝導率等の自動計測を行い、監視します。

(2) 水質基準項目について

(P10 表3水質検査計画の(2)水質基準項目 参照)

ア 浄水について

① 検査項目

水道法に定められた水質基準51項目の全てを検査します。

② 検査頻度

- ・ 水質基準項目の No.1、2、9、11、12、34、37～40、46～51 は、毎月1回行います。
なお、No.42、43 は、藻類の発生が予測される時期に毎月1回行います。
- ・ 水質基準項目の検査頻度を省略できない No.10、21～31、44 及び、安全確認等のため No.3、5～8、13～20、32、33、35、36 は1年に4回行います。
- ・ 水質基準項目のうち、過去の検査結果が水質基準の1/10以下の濃度であったNo.4、41、45 については、安全確認等のため1年に2回行います。

イ 原水について

① 検査項目

水質基準項目の No.1～20、32～47、49～51 の39項目について検査します。

② 検査頻度

- ・ 安全確認等のため1年に2回行うことを原則とします。
- ・ No.42、43 は、藻類の発生が予測される時期に1年に1回行います。

(3) 水質管理目標設定項目について

(P 1 1 表3水質検査計画の(3)水質管理目標設定項目 参照)

(P 1 2 表3水質検査計画の(5)農薬類 参照)

ア 浄水について

① 検査項目

- ・ 水質管理目標設定項目の No.1～6、9～17、20～27 の 2 3 項目について検査します。
- ・ ただし、No.11 については、検査地点は浄水池出口及び配水池出口の 1 6 か所で行います。

② 検査頻度

- ・ 安全確認等のため 1 年に 2 回行うことを原則とします。
- ・ 水質管理目標設定項目 No.13、14、20～22、26 は、水質基準項目と重複するため、これに準じ、No.12、15、23 は安全確認等のため毎月 1 回行います。
- ・ 水質管理目標設定項目 No.24 及び No. 27 は安全確認等のため 1 年に 4 回行います。
- ・ 水質管理目標設定項目 No.11 は 1 年に 1 回行います。

イ 原水について

① 検査項目

- ・ 水質管理目標設定項目の No.1～6、13～17、20～27 の 1 9 項目について検査します。

② 検査頻度

- ・ 安全確認等のため 1 年に 2 回行うことを原則とします。

(4) 市が独自に行う水質検査項目について

(P 1 1 表3水質検査計画の(4)市が独自に行う水質検査項目 参照)

ア クリプトスポリジウム等対策

厚生労働省の「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、クリプトスポリジウム、ジアルジア及び指標菌である嫌気性芽胞菌、大腸菌の検査を行います。

クリプトスポリジウム、ジアルジアは、前述の指針においてリスクレベル 2 以上の水源については、1 年に 2 回、それ以外の水源については、概ね 2 年に 1 回検査を行います。

指標菌検査は、前述の指針においてリスクレベルが 2 以上の水源については、毎月、それ以外の水源については、1 年に 4 回検査を行います。

イ その他

愛知県水道水質検査等実施要領に基づく原水管理項目及び水質管理の参考とするため、アンモニア態窒素、総アルカリ度、侵食性遊離炭酸、電気伝導率の検査を行います。

また、高山貯水池については、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、色度、濁度の検査を毎月行います。

表1

水質検査地点(浄水)

施設の名 称	浄 水 検 査 地 点		
小 鷹 野 浄 水 場	1	小鷹野浄水場	浄水池
高 山 浄 水 場	2	高山浄水場	浄水池
下 条 給 水 所	3	下条給水所	浄水池
	4	下条東町字北ヶ谷	給水栓
下 地 給 水 所	5	下地給水所	浄水池
	6	大村町松ノ木田	給水栓
南 栄 給 水 所	7	南栄給水所	浄水池
	8	柱八番町	給水栓
池 上 給 水 所	9	池上給水所	浄水池
	10	老津町字池上	給水栓
細 谷 給 水 所	11	細谷給水所	浄水池
	12	東細谷町字西島	給水栓
老 津 給 水 所	13	老津給水所	浄水池
	14	老津町字今下	給水栓
豊 清 給 水 所	15	豊清給水所	浄水池
	16	豊清町字茶屋ノ下	給水栓
大 岩 給 水 所	17	大岩給水所	浄水池
	18	大岩町字東荒田	給水栓
伊 古 部 給 水 所	19	伊古部給水所	浄水池
	20	伊古部町字多岸田	給水栓
高 山 配 水 場	21	高山配水場	配水池
	22	二川町字西向山	給水栓
	23	西幸町字古並	給水栓
	24	雲谷加圧所	給水栓
多 米 配 水 場	25	多米配水場	配水池
	26	東田町字北蓮田	給水栓
	27	三ツ相町字三ツ相	給水栓
	28	東脇二丁目	給水栓
北 部 配 水 場	29	北部配水場	配水塔
	30	吉祥加圧所	給水栓
	31	賀茂町字鎌田	給水栓
南 部 配 水 場	32	南部配水場	配水池
	33	西赤沢町字東浦	給水栓
	34	野依台一丁目	給水栓
	35	西浜町	給水栓
東 部 配 水 場	36	東部配水場	配水池
	37	東七根町宝地道	給水栓
計	37地点		

図1

水質検査地点図(浄水)

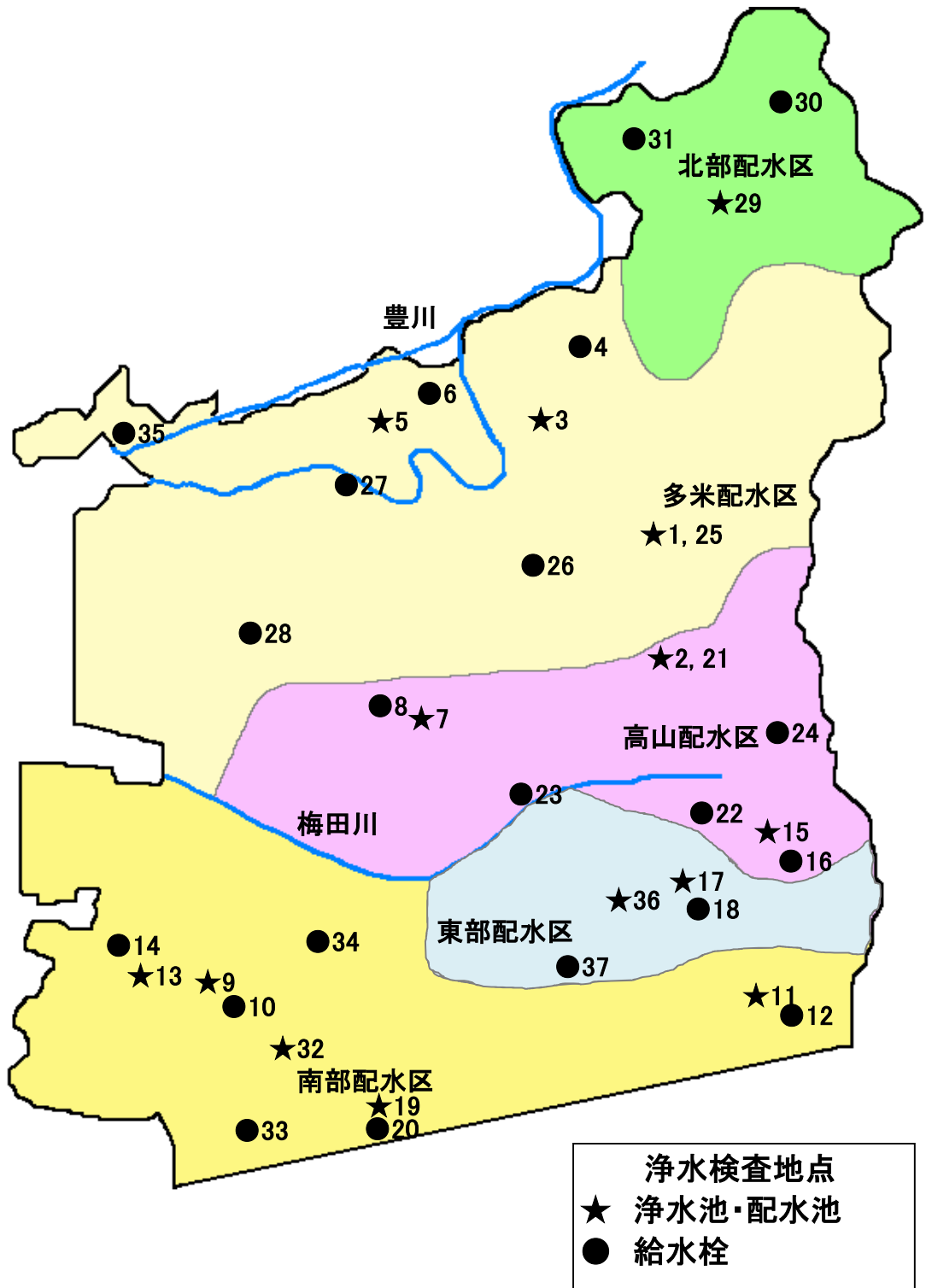


表2

水質検査地点(原水)

施設 の 名 称	原 水 検 査 地 点	
小 鷹 野 浄 水 場	1	豊川 当古橋付近
	2	豊川伏流水着水井(水源)
	3	下条第1水源
	4	下条第2水源
	5	下条第3水源
	6	小鷹野第2水源
	7	小鷹野第3水源
	8	小鷹野浄水場 着水井
高 山 浄 水 場	9	高山浄水場 貯水池(水源)
下 条 給 水 所	10	下条第4水源
	11	下条第5水源
	12	下条第7水源
	13	石巻第1水源
	14	石巻第2水源
	15	石巻第3水源
	16	石巻第4水源
	17	下条給水所 着水井
下 地 給 水 所	18	下地給水所 着水井(第6水源)
南 栄 給 水 所	19	南栄第2水源
	20	南栄第3水源
	21	南栄第5水源
	22	南栄第6水源
	23	南栄第7水源
	24	南栄第8水源
	25	南栄給水所 着水井
池 上 給 水 所	26	池上第1水源
	27	池上第2水源
細 谷 給 水 所	28	細谷第1水源
	29	細谷第2水源
老 津 給 水 所	30	老津第1水源
	31	老津第2水源
豊 清 給 水 所	32	豊清水源
大 岩 給 水 所	33	大岩水源
伊 古 部 給 水 所	34	伊古部第1水源
(監 視 地 点)	35	南栄第1水源
	36	南栄旧第3水源
計	36地点	

図2

水質検査地点図(原水)

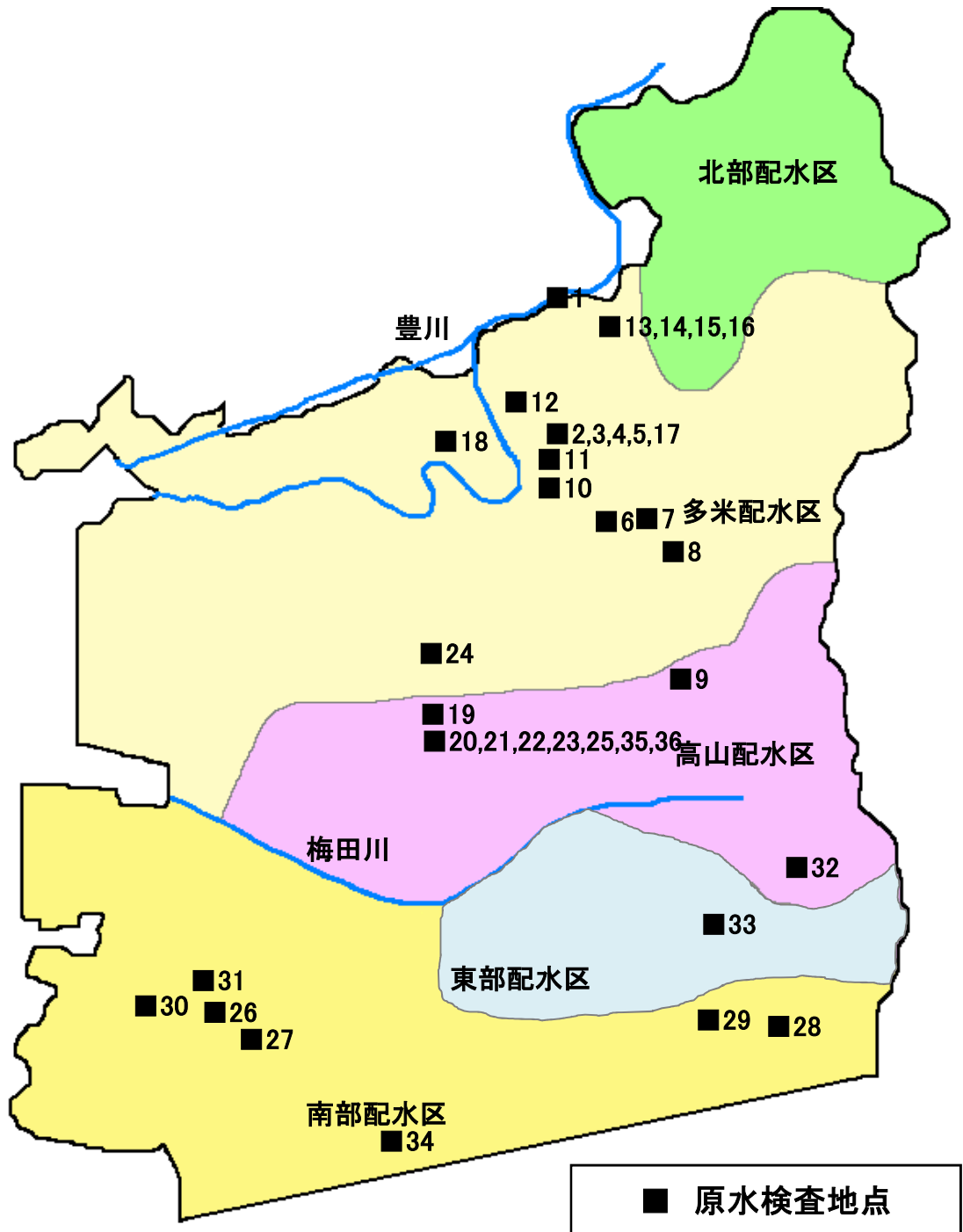


表3

水質検査計画

(1) 毎日検査項目

項目 No.	1日1回以上行う検査項目	評価	検査地点		検査計画頻度 (回/年)
			浄水	原水	給水 栓水
1	色	異常でないこと	17	—	365
2	濁り	異常でないこと	17	—	365
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	17	—	365

(2) 水質基準項目

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間の 最高値等	法の定めによる検査頻度		検査計画頻度 (回/年)		検査の設定理由等
				基本頻度	最低頻度	浄水	原水	
1	一般細菌	100個以下/mL	34個/mL	1月1回	1月1回	12	2	法の定める検査頻度
2	大腸菌	検出されないこと	不検出		1月1回	12	4	法の定める検査頻度
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003		3年1回	4	2	安全確認等のため
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005		3年1回	2	2	安全確認等のため
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001		3年1回	4	2	安全確認等のため
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001		1年1回	4	2	安全確認等のため
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001		3年1回	4	2	安全確認等のため
8	六価クロム化合物	0.02	<0.005		3年1回	4	2	安全確認等のため
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.01		1年4回	12	2	安全確認等のため
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1年4回	4	2	法の定める検査頻度
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	5.3		1年4回	12	2	安全確認等のため
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.15		3年1回	12	2	安全確認等のため
13	ホウ素及びその化合物	1.0	<0.1		3年1回	4	2	安全確認等のため
14	四塩化炭素	0.002	<0.0001		3年1回	4	2	安全確認等のため
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005		3年1回	4	2	安全確認等のため
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	合算で0.04	<0.001		1年4回	3年1回	4	2
17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	3年1回		4	2	安全確認等のため
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	3年1回		4	2	安全確認等のため
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	3年1回		4	2	安全確認等のため
20	ベンゼン	0.01	<0.001	3年1回		4	2	安全確認等のため
21	塩素酸	0.6	0.26	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
22	クロロ酢酸	0.02	0.003	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
23	クロホルム	0.06	0.022	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.010	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.011	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
26	臭素酸	0.01	0.001	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
27	総トリハロメタン	0.1	0.030	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.006	1年4回		4	—	法の定める検査頻度
30	ブロモホルム	0.09	0.011	1年4回	4	—	法の定める検査頻度	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	1年4回	4	—	法の定める検査頻度	
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.02	3年1回	4	2	安全確認等のため	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	1年1回	4	2	安全確認等のため	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.07	1年1回	12	2	安全確認等のため	
35	銅及びその化合物	1.0	0.03	3年1回	4	2	安全確認等のため	
36	ナトリウム及びその化合物	200	27.0	1年1回	4	2	安全確認等のため	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.045	1年1回	12	2	安全確認等のため	
38	塩化物イオン	200	101	1月1回	1月1回	12	2	法の定める検査頻度
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	196.0	1年4回	1年4回	12	2	安全確認等のため
40	蒸発残留物	500	464		1年4回	12	2	安全確認等のため
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02		3年1回	2	2	安全確認等のため
42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	藻類発生時期に月1回	藻類発生時期に月1回	4	1	法の定める検査頻度
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000002	藻類発生時期に月1回	藻類発生時期に月1回	4	1	法の定める検査頻度
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1年4回	1年4回	4	2	法の定める検査頻度
45	フェノール類	0.005	<0.0005		3年1回	2	2	安全確認等のため
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	1.7	1月1回	1月1回	12	2	法の定める検査頻度
47	pH値	5.8~8.6	6.2~7.8		1月1回	12	2	法の定める検査頻度
48	味	異常でないこと	異常なし		1月1回	12	—	法の定める検査頻度
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1月1回	12	2	法の定める検査頻度
50	色度	5度	4.4		1月1回	12	2	法の定める検査頻度
51	濁度	2度	0.1	1月1回	12	2	法の定める検査頻度	

- ① 過去3年間(令和3年度~令和5年度)の最高値等は、浄水の検査結果です。
 ② 最低頻度とは、過去の水質検査結果を法の要件に照らし定まる検査回数です。

(3) 水質管理目標設定項目

項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値 (mg/L)	過去3年間の 最高値等	検査計画頻度 (回/年)		検査の設定理由等
				浄水	原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02	<0.0015	2	2	安全確認等のため
2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)	<0.0002	2	2	安全確認等のため
3	ニッケル及びその化合物	0.02	0.007	2	2	安全確認等のため
4	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0001	2	2	安全確認等のため
5	トルエン	0.4	<0.01	2	2	安全確認等のため
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	0.011	2	2	安全確認等のため
7	亜塩素酸	0.6	-	-	-	該当消毒剤未使用のため
8	二酸化塩素	0.6	-	-	-	該当消毒剤未使用のため
9	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	0.001	2	-	安全確認等のため
10	抱水クロラール	0.02(暫定)	0.007	2	-	安全確認等のため
11	農薬類(115物質)	1(※1)	0	1	-	安全確認等のため
12	残留塩素	1	1.0	12	-	安全確認等のため
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	11.0~196.0	12	2	基準項目に同じ
14	マンガン及びその化合物	0.01	0.045	12	2	基準項目に同じ
15	遊離炭酸	20	106.5	12	2	安全確認等のため
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	<0.01	2	2	安全確認等のため
17	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02	<0.001	2	2	安全確認等のため
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3	-	-	-	基準項目(有機物(全有機炭素(TOC)の量))で代替測定
19	臭気強度(TON)	3TON	-	-	-	異常な臭気発生時に対応
20	蒸発残留物	30~200	19~464	12	2	基準項目に同じ
21	濁度	1度	0.1	12	2	基準項目に同じ
22	pH値	7.5	6.2~7.8	12	2	基準項目に同じ
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-3.35~-0.67	12	2	安全確認等のため
24	従属栄養細菌	2000個以下/mL(暫定)	148	4	2	安全確認等のため
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.001	2	2	安全確認等のため
26	アルミニウム及びその化合物	0.1	0.03	4	2	基準項目に同じ
27	ペルフルオロオクタン sulfonic acid(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	合算で0.00005(暫定)	0.000017	4	2	安全確認等のため

① 過去3年間(令和3年度~令和5年度)の最高値等は、浄水の検査結果です。

② ※1: 目標値は検査農薬の検出値と目標値との比の総和で1以下です。

(4) 市が独自に行う水質検査項目

項目 No.	独自に行う検査項目	検査地点		検査計画頻度 (回/年)		検査の設定理由等
		浄水	原水	浄水	原水	
1	クリプトスポリジウム ^①	-	2	-	2	水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に基づく
2	クリプトスポリジウム ^②	-	34	-	1回/2年	
3	ジアルジア ^①	-	2	-	2	
4	ジアルジア ^②	-	34	-	1回/2年	
5	大腸菌 ^①	-	2	-	12	
6	大腸菌 ^②	-	34	-	4	
7	嫌気性芽胞菌 ^①	-	2	-	12	
8	嫌気性芽胞菌 ^②	-	34	-	4	
9	有機物(全有機炭素(TOC)の量) ^③	-	1	-	12	
10	色度 ^③	-	1	-	12	水質管理の参考とするため
11	濁度 ^③	-	1	-	12	
12	アンモニア態窒素	-	36	-	2	
13	総アルカリ度	37	36	12	2	
14	侵食性遊離炭酸	-	36	-	2	
15	電気伝導率	37	36	12	2	

① クリプトスポリジウム等のリスクレベル2以上の水源(豊川伏流水着水井、高山貯水池)

② ①以外の水源

③ 高山貯水池

(5) 農薬類

No.	農薬名	目標値	過去3年間の最高値	検査計画頻度(回/年)
		(mg/L) 浄水16か所		
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.05	<0.0001	1
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	<0.0008	1
3	2,4-D(2,4-PA)	0.02	<0.0003	1
4	EPN	0.004	<0.00006	1
5	MCPA	0.005	<0.0003	1
6	アシュラム	0.9	<0.009	1
7	アセフェート	0.006	<0.00006	1
8	アトラジン	0.01	<0.0001	1
9	アニロホス	0.003	<0.00005	1
10	アミラズ	0.006	<0.0003	1
11	アラクロール	0.03	<0.0001	1
12	イソキサチオン	0.005	<0.00008	1
13	イソフェンホス	0.001	<0.00003	1
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	<0.0001	1
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	<0.0004	1
16	イブフェンカルバゾン	0.002	<0.00002	1
17	イブロベンホス(IBP)	0.09	<0.00008	1
18	イミノクタジン	0.006	<0.00006	1
19	インダノファン	0.009	<0.0003	1
20	エスプロカルブ	0.03	<0.0001	1
21	エトフェンブロックス	0.08	<0.0008	1
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	<0.0001	1
23	オキサジクロメホン	0.02	<0.0002	1
24	オキシシン銅(有機銅)	0.03	<0.0003	1
25	オリサストロビン	0.1	<0.0006	1
26	カズサホス	0.0006	<0.000006	1
27	カフェンストロール	0.008	<0.00008	1
28	カルタップ	0.08	<0.001	1
29	カルバリル(NAC)	0.02	<0.0002	1
30	カルボフラン	0.0003	<0.00003	1
31	キノクラミン(ACN)	0.005	<0.00005	1
32	キャプタン	0.3	<0.003	1
33	クミロン	0.03	<0.0003	1
34	グリホサート	2	<0.002	1
35	グルホシネート	0.02	<0.0002	1
36	クロメプロップ	0.02	<0.0002	1
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	<0.0001	1
38	クロルピリホス	0.003	<0.0003	1
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	<0.0005	1
40	シアナジン	0.001	<0.00002	1
41	シアノホス(CYAP)	0.003	<0.00002	1
42	ジウロン(DCMU)	0.02	<0.0002	1
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	<0.0001	1
44	ジクロロボス(DDVP)	0.008	<0.0008	1
45	ジクワット	0.01	<0.0001	1
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	<0.00004	1
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	<0.00005	1
48	ジチオビル	0.009	<0.00008	1
49	シハロホップブチル	0.006	<0.00006	1
50	シマジン(CAT)	0.003	<0.00003	1
51	ジメタメトリン	0.02	<0.0002	1
52	ジメトエート	0.05	<0.0005	1
53	シメトリン	0.03	<0.0003	1
54	ダイアジノン	0.003	<0.00005	1
55	ダイムロン	0.8	<0.008	1
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	各算して0.01	<0.0001	1
57	チアジニル	0.1	<0.001	1
58	チウラム	0.02	<0.0002	1
59	チオジカルブ	0.08	<0.0008	1
60	チオファネートメチル	0.3	<0.003	1

No.	農薬名	目標値	過去3年間の最高値	検査計画頻度(回/年)
		(mg/L) 浄水16か所		
61	チオベンカルブ	0.02	<0.0002	1
62	テフリルトリオン	0.002	<0.00002	1
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	<0.0002	1
64	トリクロピル	0.006	<0.00006	1
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	<0.0003	1
66	トリシクラゾール	0.1	<0.001	1
67	トリフルラリン	0.06	<0.0006	1
68	ナプロバミド	0.03	<0.0003	1
69	パラコート	0.01	<0.00005	1
70	ピペロホス	0.0009	<0.00005	1
71	ピラクロニル	0.01	<0.0001	1
72	ピラゾキシフェン	0.004	<0.00004	1
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	<0.0002	1
74	ピリダフェンチオン	0.002	<0.00005	1
75	ピリブチカルブ	0.02	<0.0002	1
76	ピロキロン	0.05	<0.0004	1
77	フィブロニル	0.0005	<0.000005	1
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	<0.00003	1
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	<0.0003	1
80	フェリムゾン	0.05	<0.0005	1
81	フェンチオン(MPP)	0.006	<0.00001	1
82	フェントエート(PAP)	0.007	<0.00004	1
83	フェントラザミド	0.01	<0.0001	1
84	フサライド	0.1	<0.001	1
85	ブタクロール	0.03	<0.0002	1
86	ブタミホス	0.02	<0.0001	1
87	ブプロフェジン	0.02	<0.0002	1
88	フルアジナム	0.03	<0.0003	1
89	プレチラクロール	0.05	<0.0004	1
90	プロシミドン	0.09	<0.0009	1
91	プロチオホス	0.007	<0.00007	1
92	プロピコナゾール	0.05	<0.0005	1
93	プロピザミド	0.05	<0.0005	1
94	プロベナゾール	0.03	<0.0003	1
95	プロモブチド	0.1	<0.0004	1
96	ベノミル	0.02	<0.0002	1
97	ベンシクロン	0.1	<0.0004	1
98	ベンゾビシクロン	0.09	<0.0009	1
99	ベンゾフェナップ	0.005	<0.00005	1
100	ベンタジン	0.2	<0.002	1
101	ベンディメタリン	0.3	<0.001	1
102	ベンフルカルブ	0.02	<0.0002	1
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	<0.0008	1
104	ベンフレセート	0.07	<0.0006	1
105	ホスチアゼート	0.005	<0.00005	1
106	マラチオン(マラソン)	0.7	<0.0005	1
107	メコプロップ(MCPP)	0.05	<0.00005	1
108	メソミル	0.03	<0.0003	1
109	メタラキシル	0.2	<0.0005	1
110	メチダチオン(DMTP)	0.004	<0.00004	1
111	メミノストロビン	0.04	<0.0003	1
112	メトリブジン	0.03	<0.0003	1
113	メフェナセート	0.02	<0.00009	1
114	メブロニル	0.1	<0.001	1
115	モリネート	0.005	<0.00005	1

① 過去3年間(令和3年度～令和5年度)の最高値等は、浄水の検査結果です。

6 水質検査方法

- (1) 豊橋市上下水道局による自己検査を原則とします（次項の臨時水質検査を含む）。
- (2) 豊橋市上下水道局が検査できない項目については、水道法第20条第3項に定める機関等へ検査を委託します。

ア 検査を委託する項目

- ① 水質管理目標設定項目No.11(18、22、32、34、35、37、39、41、43、45、47、49、56、67、69、78、91、103)とします。
 - ② 市が独自で行う水質検査項目の No.1～4 とします。
- (3) 水質基準項目の検査は、国が示した検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。その他の項目の検査は、国が示した検査方法もしくは上水試験方法（(公社)日本水道協会）等により行います。

7 臨時の水質検査

次のような水質変化があった場合、又水質基準を超えるおそれがあると判断した場合は、必要に応じ水源、浄水場、給水所及び給水栓などで、臨時の水質検査をします。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において水系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送・配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、またはそのおそれがあるとき。
- (6) 大規模地震発生時に水道施設の被害により水道水施設が影響を受けたとき、またはそのおそれがあるとき。
- (7) その他特に必要があると認められるとき。

8 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、豊橋市上下水道局ホームページ、じょうほうひろば等で公表します。

9 水質検査の精度と信頼性保証

- (1) 水質検査の精度は原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近において変動係数（CV）が無機物では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。農薬に関しては、目標値の1/100を定量下限とし、変動係数（CV）20%以下を確保します。
- (2) 水質検査の信頼性は、(公社)日本水道協会から認定を受けた水道GLP（水道水質検査優良試験所規範）に基づいた検査の実施、及び環境省・愛知県水道水質検査外部精度管理に参加し、精度と信頼性を確保します。



10 水質検査結果の評価

水質基準は、供給される水が必ず適合していなければならない水質要件であり、水質検査結果が水質基準を超えないように水質管理に万全を期します。

11 関係者との連携

- (1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、愛知県建設局、愛知県企業庁と連絡を密にして、水質検査をします。
- (2) 水源又はその流域で水質汚染事故が発生した場合には、愛知県建設局、愛知県企業庁、豊橋市環境部環境保全課及び豊川矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会と連絡を密にして、早急に状況調査と対策並びに水源の水質検査をします。
- (3) 豊橋市上下水道局では、東三河8市町村の水質検査に係る業務の信頼度を高め、各水道事業の基盤強化を図ることを目的とし、令和6年3月に、東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）による「水質検査協力に関する基本協定書」を締結しました。この協定書に基づき、水質検査の受託や情報交換などを実施します。
- (4) 豊橋市上下水道局では、より強固な水質検査体制を構築することを目的とし、令和6年3月に、豊川市と「災害その他非常の場合における水道水質検査業務に係る協定書」を締結しました。これにより、災害や検査機器故障等で一時的に水道水質検査業務の継続が困難な状況に陥った場合でも、相互に協力して水質検査を実施する体制を構築しました。緊急時の水質検査協力だけでなく、平時においても、情報交換などを実施します。

令和7年3月発行

問い合わせ先 豊橋市上下水道局 浄水課

〒 440-0012 豊橋市東小鷹野二丁目9-3

TEL (0532) 61-8761

FAX (0532) 61-8713

E-mail josui@city.toyohashi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.toyohashi.lg.jp/3074.htm>